

第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”

1 安全・安心なまちづくり

2 保護者が実践する事故防止・防災対策

3 子育て家庭の遊び場等の整備

1 安全・安心なまちづくり

現状と課題

令和3年の愛媛県の刑法犯認知件数は5,804件（1日平均約16件：多くが窃盗犯）であり、戦後最多を記録した平成15年以降、年々減少しているものの、全国的には子どもが被害に遭う凶悪犯罪や、通学路及び園外活動時における交通事故が多発しており、特に、登下校中における安全確保が課題となっています。

このため、「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」（平成25年条例第25号）及び、平成30年6月に決定された「登下校防犯プラン」（平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）に基づき、子どもを犯罪等の被害から守るため、地域社会全体で子どもの安全確保に向けた取組みを推進しているところであり、引き続き、犯罪被害に遭いやすい子どもが安心して生活できる安全な地域づくりに努めることが必要です。

また、交通ルールを守る習慣を身につけていない子どもの外出は大変危険なため、交通安全に必要な能力が未発達な子どもが事故に遭うことのないよう、交通安全教育の徹底や道路環境等の整備充実も必要です。

具体的な施策

（1）事業所と連携した子どもの見守り活動の促進

- ◎ 子どもが犯罪等に遭った時の緊急避難場所や子どもの見守り活動を行う事業所等の参加促進に努めます。

（2）住民等の自主防犯活動の促進

- 各種広報媒体を通じて、迅速な不審者情報等の提供に努めます。
- 防犯パトロール活動の確保・推進を図るため、地域や防犯ボランティア団体等との連携を強化します。

(3) 防犯設備・機器等の導入促進

- 犯罪の未然防止に役立つ防犯カメラ等の防犯設備を通学路や公園等に設置することを推進します。
- マンション業者等と協力して、侵入犯罪に強いマンション等、共同住宅のあり方の研究を推進します。
- 防犯性の高い建物部品を優良防犯機器として、その普及を県民に呼びかけます。

(4) 子どもを性犯罪等から守るための活動の推進

- 性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等に対する取締りを推進します。
- 犯罪や不審者に関する情報のタイムリーな発信に努めます。
- ◎ 不審者対応訓練や防犯教室等を通じて子どもの危険回避能力の向上に努めます。

(5) 少年サポート活動の充実

- 少年のいじめや非行問題等に関する相談に対して、臨床心理士の資格を有する少年補導職員等が適切に対応するとともに、少年の立直り支援等のサポート活動の充実強化に努めます。

(6) 薬物から子どもを守るための活動の推進

- 少年や保護者等に対して、大麻、覚醒剤等の薬物の有害性・危険性を広報啓発し、薬物乱用を拒絶する規範意識の醸成に向けた取組みを推進します。

(7) インターネットを通じた犯罪から子どもを守るための活動の推進

- ◎ 子どもや保護者に対する情報モラル教室を積極的に実施します。
- 子ども、保護者や学校関係者等に対して、インターネットを通じた犯罪被害を防止するための広報啓発活動等を推進します。

(8) 子どもの交通事故の防止

- 様々な機会を捉え、効果的な交通安全教育を実施します。
- 安全教育指導員、セーフティーリーダー、安全運転管理者等、交通安全指導者を育成します。
- 中学・高校の学校単位で、自主的活動を通じた交通安全教育を実施するマナーアップクラブの活動を支援します。
- 「児童・生徒にかかる自転車の交通違反情報学校連絡制度」を効果的に運用し、自転車を利用する子どものルール遵守とマナー向上を図ります。
- 交通事故分析の高度化と分析結果の広報に努めます。
- 自転車利用中の万が一の交通事故に備え、「命を救うヘルメット」を普及・促進し、自分の命は自分で守る意識の向上を図ります。

(9) 交通事故防止環境づくりの推進

- ◎ 歩行者・自転車に優しい交通安全施設の整備に努めます。
- 通学路の安全確保のため、歩道整備等に取り組みます。
- 市町とも連携し、保育施設や学校施設等におけるブロック塀をはじめとする施設の点検・安全対策を推進します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
78	まもるくんの車（子どもの見守りを行う営業用車両）の登録数	5,592 台 (H30)	増加 (R6)	人身安全対策・少年課
79	不審者対応訓練の実施回数	365 回 (H30)	増加 (R6)	人身安全対策・少年課
80	児童生徒等に対する情報モラル教室の実施回数	262 回 (H30)	増加 (R6)	人身安全対策・少年課
81	LED信号機の整備数	12,796 灯 (H30)	増加 (R6)	交通規制課

2 保護者が実践する事故防止・防災対策

現状と課題

子どもを交通事故から守る活動において、家庭や保護者が果たす役割は極めて大きなものがありますが、チャイルドシート等の着用率が低いなど、保護者が果たすべき交通事故防止措置が十分講じられていない状況にあることが指摘されています。

このため、保護者が事故防止対策を正しく認識したうえで適切な対応を図り、できる限りの事故防止対策を講じることが必要です。さらに、近年の大規模災害（地震・台風・集中豪雨等）の多発状況を踏まえ、家庭内においても、万一の事態に備えた安全・安心の確保を図る必要があります。

具体的な施策

(1) 交通事故の防止対策

- ◎ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート 100%着用運動のほか、各種交通安全運動等の機会を通じ、チャイルドシート等の正しい使用や着用率向上を啓発します。
- 交通安全母親講習会や各種交通安全運動等の機会を通じ、チャイルドシート等の助成等制度を広報します。

(2) 災害時における乳幼児・障がい児等の安全・安心の確保

- 防災意識啓発講演会や減災キャンペーン等の啓発事業を通じ、家庭内の安全空間の確保や必要な食料・生活必需品等の備蓄などの自助対策の実践を県民や自主防災組織に働き掛けるとともに、日頃からの避難訓練等への参加を促すなど、家庭における防災力向上を促進します。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
82 チャイルドシート等の着用率	59.1% (R1)	100% (R6)	消防防災 安全課

3 子育て家庭の遊び場等の整備

現状と課題

子どもは遊びをはじめとした様々な体験や他者との関わりを通して成長しますが、少子化や都市化が進展し地域住民の関係が希薄化した地域では、子どもや子育て家庭が自由に利用できる健全な「遊びの場」の維持・充実が課題とされています。

また、子育て家庭が利用する場所や公営住宅等には、ベビーカーを利用する乳幼児連れの子育て家庭等も安心して利用できるバリアフリー化等への対応が求められているほか、子どもが安心して過ごせる居場所として児童館等の重要性も増しており、適切な環境整備に取り組む必要があります。

具体的な施策

(1) 児童館・児童センター活動の充実

- えひめこどもの城を始めとする児童館の活用により、遊びを通して子どもたちの健全な育成を支援します。
- ◎ 指定管理者等と連携を図りながら、えひめこどもの城を核とした児童館の相互交流と連携を推進し、児童館活動の一層の充実を図るとともに、児童関連施設職員や放課後児童支援員、ボランティアスタッフなど、児童の健全育成に資する人材の育成を行います。

(2) 子どもの遊びや学びの支援

- ◎ えひめこどもの城の魅力向上に取り組むとともに、とべもりジップラインでつながったとべ動物園をはじめとするとべもり+（プラス）の連携をさらに強化し、子どもの創造力や自主性、豊かな感受性等を育むための機会の提供に努めます。
- えひめこどもの城、県総合科学博物館、県歴史文化博物館において、指定管理者等と連携を図りながら、子どもの健全な遊びや学習に資する魅力的なイベントを実施します。
- 県美術館やとべ動物園等において、利用日・時間の弾力的な運用や子ども料金の設定に配慮します。
- 県立図書館において、おはなし会や子どものための講演会の開催等、子どもが本に親しむきっかけづくりに努めます。

(3) 子育て家庭に安全・快適な環境づくり

- 公共建築物や、道路、歩行空間、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づいた環境づくりに努めます。
- ◎ 県営住宅のバリアフリー化を推進します。
- 商店街の空き店舗等を活用した託児施設や児童交流施設の整備を促進します。
- 公共施設等における子育て家庭対応型トイレ等の設置を推進します。
- 健康増進法の周知・徹底を図り、子どもが受動喫煙をしない社会づくりに努めます。
- 各保健所にシックハウス症候群相談窓口を設置するとともに、相談者の要望

等により、当該住居等におけるシックハウス症候群の原因物質の特定に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
83 児童館の設置数	45 館 (H30)	45 館 (R6)	男女参画・子 育て支援課
84 えひめこどもの城の来園者数	365,250 人 (H30)	450,000 人 (R5)	男女参画・子 育て支援課
85 バリアフリー化に配慮した県営住 宅戸数割合	63.3% (R1)	80.0% (R6)	建築住宅課

第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

1 子育てしやすい職場環境づくり

2 固定的性別役割分担意識の是正とライフスタイルの見直し

3 子育てと仕事の両立を支援する地域づくり

1 子育てしやすい職場環境づくり

現状と課題

性別や年齢に関わりなく、一人ひとりの実情に応じて多様で柔軟な働き方を選択できるよう、働き方改革や職場における環境整備、女性活躍の推進等の取組みが進められています。

このため、男性も女性も仕事と生活のバランスの取れた多様な生き方が選択できるよう、子育てしやすい職場環境づくりを支援するとともに、職場における人材の確保・定着を図るためにも、子育てと仕事の両立を阻害する、職場における固定的性別役割分担意識や慣行、その他の諸要因の解消を図るなどの取組みを進める必要があります。

具体的な施策

(1) 職場における意識改革の促進

- ◎ 女性活躍や子育てをはじめとする家庭生活と仕事の両立支援に取り組む県内事業所を認証する「ひめボス宣言事業所認証制度」の普及拡大を通じて、男女を問わず育児休業などの両立支援制度が気兼ねなく利用できる職場風土の醸成を促進します。
- 職場において地域活動の意義や重要性への関心等を高める観点から、企業等に対して、ボランティア活動への参加等を働き掛けます。
- 女性活躍推進法の改正を踏まえ、愛媛労働局等と連携し、特に中小企業に対して一般事業主行動計画の策定等について周知を行います。

(2) 出産等に伴う不本意な離転職の防止に向けた取組み

- 子育て期の労働者が就労を継続できるよう、愛媛労働局等と連携を図り、育児休業、子育て中の短時間勤務・所定外労働の制限、子の看護休暇等の育児・介護休業法に基づく制度について、周知を図ります。
- 男女が職場で十分に能力を発揮しながら出産・子育てができる環境整備の観点から、様々な機会を捉え、ポジティブ・アクションの普及促進を図ります。
- 「ひめボス宣言事業所認証制度」の普及拡大を通じて、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止に向けた企業の取組みを促進します。
- 出産や育児に伴う離職者を含む離転職者に対し、知識・技能を習得し得る職業訓練を実施し、女性の早期再就職を支援します。
- 安定した雇用の確保に向け、事業所内保育施設の整備を促進します。

(3) 仕事と生活の両立支援をはじめとする働き方改革の促進

- 愛媛労働局等の関係機関と連携して県内企業の働き方改革に関する相談・支援体制を整備し、ライフステージや生活環境に応じた働き方が実現できる職場環境整備を支援します。
- 様々な機会を捉え、短時間正社員制度、フレックスタイム制度、在宅勤務制度など多様な働き方の普及促進を図ります。

(4) 企業による積極的な次世代育成支援対策の取組促進

- ◎ 「ひめボス宣言事業所認証制度」の普及拡大を通じて、子育てをはじめとする家庭生活と仕事が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む県内中小企業の社会的評価の向上を図ります。
- より多くの企業が次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・実行に取り組むよう、愛媛労働局等と連携しながら、事業主向けセミナーや会議等を通じた周知・啓発に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
86 育児休業取得率	女性：91.7% 男性：4.8% (H29)	女性：91.7% 男性：80.0% (R8)	労政雇用課
87 女性の平均勤続年数	9.3年 (R4)	11.4年 (R6)	男女参画・子育て支援課

2 固定的性別役割分担意識の是正とライフスタイルの見直し

現状と課題

ワーク・ライフ・バランスを実現し、子育てと仕事の両立を図るためには、それぞれの企業（職場）において、両立に向けた各種制度の導入や支援策を充実していくことが重要ですが、一方で、この問題は、固定的性別役割分担意識や職場中心のライフスタイルなど、個人の意識や価値観などとも密接に関係するものであり、取組みを進めていくうえで、各個人の意識改革が不可欠です。

このため、各家庭においては、男女共同参画についての理解をより一層深めるとともに、一人ひとりがこれまでの働き方や役割分担の在り方を見直し、子育てに関する各種支援制度の積極的活用や長時間労働の是正等に関心を持ち、自ら主体的に行動していくことが必要です。

具体的な施策

(1) 男女共同参画に関する普及啓発

- ◎ 固定的性別役割分担意識を是正し、お互いが協力して子育てや家事などの家庭責任を担うことができるよう、様々な機会・媒体を活用した普及啓発活動を推進します。
- ◎ 男女共同参画社会の意義や責任など、特に男性の参加を重視した学習機会の提供や情報提供を推進します。
- 男性も参画する子育て団体の活動を支援するとともに、愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」を活用してロールモデルとなり得る事例を紹介します。【再掲】
- 家事・育児への積極的関わりと、その効果などについて、男性を対象とした意識啓発活動等により、男性が積極的に育児に参加しやすい環境づくりに努めます。【再掲】

(2) 職場中心のライフスタイルの見直し促進

- 働き方の見直しを進め、職場中心の意識・生活から職場・家庭・地域のバランスのとれた生活への転換を進めるための普及啓発活動を推進します。
- 労働者のボランティア活動やNPO活動など、地域活動への参画を促進します。

(3) 長時間労働の是正等に向けた普及啓発

- 労働者がゆとりある生活時間の下、家事や子どもとのふれあいの時間を確保できるよう、愛媛労働局等と連携を図りつつ、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等、働き方の見直しに向けた意識啓発に努めます。

(4) 職場における子育て支援に関する各種制度の利用促進

- 子育て期の労働者が継続就労できるよう、愛媛労働局等と連携を図りつつ、育児休業や子の看護休暇など、子育てを支援する各種制度の周知と利用促進に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
88 男女の地位が平等と感じる人の割合（「平等になっている」及び「どちらかといえばどちらかの性が優遇されている」と感じる人の割合の合計）	71.4% (R1)	85.0% (R12)	男女参画・子育て支援課

3 子育てと仕事の両立を支援する地域づくり

現状と課題

子育てと仕事の両立を図るためには、個人の意識改革や職場での環境づくりを進めると同時に、それぞれの地域において、子育て家庭の多様なニーズに対応した各種支援サービスの充実を図ることが求められます。

このため、市町や関係機関等と連携しつつ、保育サービスや放課後児童対策の充実をはじめ、ファミリー・サポート・センターの充実や情報提供など、地域におけるきめ細かな子育て支援サービスの提供に取り組んでいくことが必要です。

具体的な施策

(1) 教育・保育サービスの充実【再掲】

- ◎ 地域の実情を反映して市町が提供する、教育・保育サービスの量が確保できるよう支援します。
- 教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。
- 子どもにとって保護者との愛情・信頼関係の中で育つことが最も大切な時期であることから、家庭的保育等事業をあらゆる機会を通じて啓発した上で、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受入れニーズに適切に対応していきます。
- ◎ 市町が実施する一時預かりや延長保育、病児・病後児保育など、多様な保育ニーズへの対応や、保育サービスネットワークの構築を支援します。
- ◎ 1か所で一時預かりや延長保育、休日保育など、多様な保育ニーズに応える多機能保育施設・事業の整備を支援します。
- 提供主体の如何にかかわらず、利用者の保育ニーズに応じた多様なサービスの提供状況により、その活動を評価する仕組みを検討します。
- 保育人材の処遇改善等、多様な保育サービスの拡充に必要な人材の確保に努めます。
- ◎ 育児経験者等を対象とした子育て支援員について、市町と連携して養成に努めます。
- 自己評価・学校関係者評価等の実施を市町等に働き掛けます。
- 保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、改善・向上が図られるとともに、子どもが健康で安全に生活できる場となるよう努めます。
- 保育士の需給バランスを見極めながら、潜在的な人的資源の活用や研修を通じた資質向上に努めます。
- 家庭的保育等事業と教育・保育施設の連携を推進します。
- 会議や文書等を通じて、行政情報等の提供に努めます。
- ◎ 自己評価・学校関係者評価の実施、公表、報告を推進します。
- ◎ 幼稚園における預かり保育の拡充と質の確保を支援します。
- 県内でも共働き世帯の増加等を背景とした待機児童が発生していることから、県及び全市町が参画する協議の場を設置し、待機児童対策を促進します。

(2) 放課後児童対策の総合的な推進【再掲】

- ◎ 放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進します。
- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携した実施を促進します。
- 放課後児童クラブ等の障がい児の受入れを促進します。
- えひめこどもの城をはじめとした県内児童館における子どもの居場所づくりを推進します。
- 市町や民間団体等と連携し、長期休暇等における子どもの居場所や体験活動の提供を推進します。

(3) 地域における子育て家庭への支援体制の充実【再掲】

- ◎ 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細かな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。【再掲】
- ◎ 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。【再掲】
- ◎ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供したり、必要に応じ相談に応じたり助言を行ったりしながら関係機関との連絡調整を行います。
- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
- 官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、子ども及び子育て世帯を支える施策を推進します。【再掲】

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
89	仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	40.5% (R1)	向 上 (R6)	男女参画・子育て支援課